

令和7年度秋季旅行商品造成及び催行支援事業助成金Q&A

Q1 この助成制度は国、県、市町村その他公共団体及び公共的団体等の助成制度との併用は可能か。

A1 本事業については、他の助成金・補助金との併用は不可です。ただし、補助対象となる事業内容（パンフレット・チラシの製作、広告掲載、岩手県内の周遊に係る経費等）が重複しない場合は申請が可能です。

Q2 岩手県外の旅行会社も対象となるか。

A2 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている事業者の場合、県内外問わず対象です。

- ・ 旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定）
- ・ 旅行者代理業を営む者

（参考）登録の種類

種 別		業務範囲				登録要件		登録行政庁 (申請先)
		企画旅行			手配旅行	基準資産	旅行業務取扱管理者の 選任	
		募集型		受注型				
		海外	国内					
旅行者	第1種	○	○	○	○	30,000千円	必要	観光庁
	第2種	×	○	○	○	7,000千円	必要	都道府県
	第3種	×	△ (隣接市 町村等)	○	○	3,000千円	必要	都道府県
	地域限定	×	△ (隣接市 町村等)	△ (隣接市 町村等)	△ (隣接市 町村等)	1,000千円	必要	都道府県
旅行者代理業		旅行者から委託された業務				—	必要	都道府県

Q3 支店ごとに申請することは可能か。

A3 支店ごとの申請はできません。必ず事業者単位で申請してください。

Q4 この事業の対象は募集型企画旅行のみか。

A4 募集型企画旅行のみ対象です。受注型企画旅行及び手配旅行は対象外です。

Q5 事業期間はいつからいつまでのものが対象か。

A5 助成金交付決定の日から令和7年11月30日（日）までです。

助成金交付決定前の事業着手（助成金を見込んだ旅行代金の割引を行う等）は行わないでください。

Q6 催行期間は、令和7年度秋季旅行商品造成及び催行支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める期間にかかっているか。

A6 助成対象となる商品の催行期間は、催行するすべての期間が令和7年9月1日（月）から令和7年11月30日（日）までに催行される商品です（宿泊を伴う旅行の場合は、令和7年11月29日（土）宿泊分まで）。

助成対象となる商品の催行期間については、次の例を参考としてください。

（例） 令和7年9月3日（水）～令和7年9月5日（金） 対象

令和7年8月31日（日）～令和7年9月2日（火） 対象外

令和7年11月30日（日）～令和7年12月1日（月） 対象外

Q7 行程は、全て岩手県内で完結する必要があるか。

A7 県外発着でも可ですが、岩手県内の観光施設や観光スポットに立ち寄り、秋季の体験プログラムやアクティビティ、祭り、みちのく潮風トレイルなどのコンテンツを含んだ行程にする必要があります。

ただし、「旅行参加者の岩手県外から岩手県内まで」及び「岩手県内から岩手県外まで」の移動に係る交通費は対象になりませんのでご注意ください。

Q8 協議会が指定したアンケートはいつ配られるのか。

A8 交付決定の通知（令和7年度秋季旅行商品造成及び催行支援事業助成金交付要綱第7の2）の際に送付します。

Q9 旅行商品の催行に要する経費のうち、岩手県内の周遊に要する経費では、タクシーやレンタカーの利用代を含んでも良いか。

A9 岩手県内を周遊するための移動に要する交通費であれば、タクシーやレンタカーの利用代も含まれます。

Q10 助成金は全額を旅行者に還元しなければならないのですか。

A10 旅行会社等による岩手県を対象とした旅行商品造成及び催行する事業に対しての助成のため、旅行者に還元することは求めています。

Q11 別表にある、「その他会長が必要と定める書類」とは具体的に何を指すものか。

A11 事業者から提出された書類の内容に疑義等が生じた場合において、会長が追加の書類が必要であると判断した場合に、個別に書類の提出を求めるものです。

Q12 複数の商品を造成する場合、まとめて申請する必要があるのか。

A12 助成金の公募期間内であれば、分割して申請することも可能です。

ただし、1事業者あたりの助成金上限額1,000,000円を超える申請はできません。

Q13 1事業者当たり1,000,000円が上限であることについて、詳細を教えてください。

A13 上限に達するまで、1つの事業者において複数の旅行商品の申請が可能ですが、上限額に達すると、旅行商品によっては要件をすべて満たしていても、満額の助成は受けられないこととなります。また、1商品あたりの助成額の上限として500,000円と定めていることから、最低でも2商品以上造成しなければ1事業者あたりの上限額には達しないこととなります。

（例）A～Dの商品造成をした事業者

	助成対象額	助成算定額	助成額
A 100万、20人	600,000円	100,000円	100,000円
B 100万、30人（県北地域に宿泊）	500,000円	300,000円	300,000円
C 200万、70人（沿岸地域に宿泊）	1,200,000円	700,000円	500,000円
D 100万、40人（内陸町村に宿泊）	400,000円	400,000円	100,000円
助成金（合計）	700,000円	1,300,000円	1,000,000円

1事業者あたりの上限額に達したため、対象の400,000円のうち、100,000円を支給する。

1商品あたりの上限額を超えるため、対象の700,000円のうち、500,000円を支給する。

- Q14 旅行商品の催行後、計画した送客人数を満たしていない場合や、加算要件を満たしていない場合はどうなるか。
- A14 要綱第8に定める重要な変更該当する場合は、事前に変更申請を行ってください。催行実績をもって助成金を交付します。
- Q15 申請書や実績報告書の書き方が分かりません。
- A15 提出前に記載内容に間違いがないかメールで確認することも可能ですので、ご希望の場合は事務局までお問い合わせください。
- Q16 実績報告書に添付する「旅行商品の行程、広告内容、送客実績がわかる書類、宿泊を伴う商品の場合は宿泊証明書」はどのような書類を添付すれば良いか。
- A16 旅行内容がわかる行程表、宿泊を伴う商品にあたっては宿泊施設の押印がある宿泊証明書、募集に際してのパンフレットやインターネットへ掲載した際の写し、送客人数が把握できる当日の参加者名簿。
添付されていない場合は、実績報告の書類として認められませんので、当該商品分は、交付の対象となりません。
- Q17 申請時の注意点を教えてください。
- A17 先着順に審査のうえ、助成事業を決定するため、助成を希望する場合は早めに申請してください。
なお、本事業は令和7年度の予算の成立を前提に進めているため、同予算成立をもってはじめて有効となります。よって、予算案が成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続を変更又は中止することがあります。
- Q18 精算手続きの注意点を教えてください。
- A18 旅行商品の行程、広告内容、送客実績がわかる書類が不足している場合は、追加の書類提出を求めることとなり、審査に時間を要するため、書類提出前にご自身で確認の徹底をお願いします。
- Q19 「岩手県内の周遊」とはどういった行程を指すのか。
- A19 「観光施設や観光スポット等を2ヶ所以上立ち寄ること」を周遊の定義とし、申請いただいた旅行商品が該当するかを審査していきます。よって、1ヶ所しか観光スポット等に立ち寄らない商品に関しましては、助成対象とはなりませんのでご注意ください。
- Q20 複数の旅行商品をまとめて申請してもよいのか。
- A20 複数の商品をまとめて申請しても構いませんが、商品ごとにかかる経費が確認できるよう項目を分けて記載してください。
- Q21 「協議会が指定したアンケートに回答を記入」するとは、申請者である旅行会社が対象なのか、それとも旅行の参加者が対象なのか。
- A21 申請者である旅行会社を対象とするものです。